

令和8年度「情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託」
調達に係る総合評価一般競争入札評価会議開催要綱

(目的)

第1条 令和8年度「情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託」調達に係る総合評価一般競争入札評価会議（以下「会議」という。）は、情報共有ツールを活用した地域コミュニティ活性化実証事業業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結するにあたり行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するために必要とされている同条第4項及び第5項に規定する意見を聴くため開催する。

(会議の委員)

第2条 会議は、次に掲げる者から2名をもって構成するものとする。

- (1) ICTの分野に知見を有する学識経験者
- (2) 地域活動の分野に知見を有する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員は市民局長が選任する。

(座長)

第3条 委員は座長を互選により定める。

- 2 座長は会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 委員は、業務委託契約の締結において本市の有利性及び客観性の確保のため、本市に対して次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるにあたり留意すべき事項に関すること
- (2) 落札者決定基準により落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうか
- (3) 前号の規定による意見があった場合は、落札者の決定に関すること

(会議の運営)

第5条 会議の招集は、市民局長が行うものとする。

- 2 会議は、非公開とする。

- 3 座長が必要と認めるときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により、開催することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、座長が必要と認めるときは、ウェブ会議の方法による意見聴取をもって、委員が会議に出席したとみなすことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（開催期間）

第7条 会議の開催期間は、令和8年5月20日から業務委託契約を締結する日までとする。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、市民局区政支援室地域力創出担当において行う。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、次の各号に掲げるいずれかの日限り、その効力を失う。

- (1) 業務委託契約（総合評価一般競争入札の方法によらずに締結したものを含む。）を締結した日
- (2) 総合評価一般競争入札執行後、有効な入札者が存在しないことが確定した日